

# NEWSLETTER

## 知財速報

● 経済と社会の継続的な発展に伴い、知的財産の保護と革新の奨励が、世界の国々の現在の主題となっている。さらに、市場経済の発展に伴い、工業デザインの世界範囲における影響がますます大きくなっていく。したがって、工業デザインの知的財産保護も重要な課題になっている。



## 工業デザインの知的財産保護

経済と社会の継続的な発展に伴い、知的財産の保護と革新の奨励が、世界の国々の現在の主題となっている。さらに、市場経済の発展に伴い、工業デザインの世界範囲における影響がますます大きくなっていく。したがって、工業デザインの知的財産保護も重要な課題になっている。

### 一、工業デザインの保護のための法律システム

中国は、《商標法》、《専利法》、《著作権法》および対応する行政法規、条例と若干の司法解釈などを含む、完全的な知的財産の保護システムを確立している。さらに、《反不正競争法》も、その一部の内容には知的財産の保護に関わり、これらが中国国内法の範囲における知的財産保護制度の基本的な枠組みを構成している。

#### 1、工業デザインの専利保護

中国の専利法は、デザインの意匠権保護を明確している。《専利法》の2条1項では、この法で言及されている発明創造とは、発明、実用新案、およびデザインを指すと規定され、4項では、デザインとは、製品の形状、パターン、またはそれらの組み合わせ、並びに、色と形状、パターンの組み合わせに対して作成された、美感に富んで、工業の応用に適する新しいデザインを指すと規定されている。《専利法》42条では、意匠権の期間は、出願日から計算して10年であると規定されている。

間違いなく、デザインは意匠権によって保護できる。

#### 2、工業デザインの著作権保護

《著作権法》3条では、作品には、…(4) アート、建築作品…を含むと規定され、《著作権法实施条例》4条(8)項では、アート作品とは、絵画、書道、彫刻など、線、色、または他の形式で構成された美的意義のある平面または立体の造形芸術作品を指すと規定されている。

したがって、美感に富んで、パターン、形状、および色によって組み合わせられた一つのデザインにより、《著作権法》の意義での作品を構成された場合、《著作権法》によって保護できる。

### 3、工業デザインの商標権保護

《商標法》8条では、文字、図形、字母、数字、三次元のマーク、色の組み合わせと音など、および、上記の要素の組み合わせを含む、自然人、法人または他の組織の商品を他人の商品と区別されることができあゆるマークは、いずれも商標として登録できると規定され、9条では、登録出願された商標には、容易に識別される顕著な特徴があるべき、かつ他人の先に取得した合法的な権利と衝突してはならないと規定されている。

デザインは、形状、パターン、色、またはそれらの組み合わせから構成されるもので、商標は、文字、パターン、形状、またはそれらの組み合わせから構成されるものであり、どちらも、少なくとも構成上で形状やパターンなどの要素を持っている。製品のデザインが識別性と指示性を有することにより顕著性を備える場合には、《商標法》によつて保護できる。

#### 4、工業デザインの反不正競争保護

《反不正競争法》6条では、経営者は、他人の商品であると誤解されたり、他人と特定な関係を持っていると誤解される可能性がある、次の混乱を招く行為をしてはならない：(1) 他人に一定的な影響がある商品の名前、パッケージ、装飾などの同一または類似した標識の無断使用、…と規定されている。

商品の外観が有名な商品の特有な装飾を構成する場合は、他人による当該デザインの使用が、関連する公衆による商品の由来に混乱または誤解を引き起こすのに十分である場合、このような後の使用行為は、当該デザインの先の使用者の商品に対する信用を不正に用いて、不正競争が構成され、《反不正競争法》によって保護できる。

要すると、工業デザインについて、中国は非常に

完全的な知的財産保護システムを構築しており、《専利法》、《著作権法》、《商標法》、および《反不正競争法》に従って保護することができる。

## 二、工業デザインの複数の保護システムの協力・競争

上記のように、工業デザインについて、複数の知的財産権を保護に使用できる。ただし、権利者の工業デザインが他人によって侵害された場合、権利者はこれらの権利がいずれも侵害されていると繰り返して主張することはできず、1つだけを選択して権利を主張することができる。これは、侵害者にとって、一侵害主体が一侵害行為を実施しており、法律責任が協力・競争 (co-opetition) された状況に属すからである。

意匠権の保護期間はわずか10年であり、著作権は比較的長い保護期間があり、商標権は無期限に更新できるため、その保護期間は理論的には無期限であり、《反不正競争法》には期間が規定されておらず、その保護期間も無期限である。当該意匠権が無効されたり、期間満了したり、または、権利者よりその権利を放棄したりした後、公衆は当該デザインを自由に実施できるかが、問題の1つである。

ほとんどの場合は、保護期間の満了またはその他の原因により意匠権が終了されたら、当該デザインはパブリックドメインに入り、誰でも自由に利用できる。ただし、当該デザインが同時に他の知的財産保護の対象にも属している場合、1つの権利の終了は必ずしも他の権利の効力を損失するにはつながらない。知的財産分野において、一客体は複数の知的財産によって同時に保護される可能性がある。したがって、当該意匠権が無効されたり、期間満了したり、または、権利者がその権利を放棄した後、当該デザインは必ずしもパブリックドメインに入ることではなく、他の法律規定を満たしていれば、依然として対応する保護を取得できる。

## 三、2つの典型的な事例

事例1：上海中韓晨光文具製造有限公司が寧波微亞達文具有限公司を知的財産の侵害で起訴した案

件

原告の上海中韓晨光文具製造有限公司は、ゲルペンに関するZL02316156.6の意匠を所有していたが、2005年10月22日に失効した。2008年、原告は、被告の寧波微亞達文具有限公司などが有名な商品の特有な名前、パッケージ、装飾を侵害したとして、上海市第二中級人民法院に起訴し、一審、二審と再審など、複数回の審理を経ており（(2008)滬二中民五（知）初字第112号；(2008)滬高民三（知）終字第100号；(2010)民提字第16号）、大きな影響を与える典型的な案件である。

この案件は、意匠権が失効した後、権利者が《反不正競争法》に基づいて訴訟を起こした典型的な事例である。この案件の再審裁定（(2010)民提字第16号）において、最高人民法院は、「意匠権を取得した商品の外観は、意匠権の終了後、さらに反不正競争法によって保護できるかの問題」について明確に述べて、知的財産権客体の複数の保護を確認し、《反不正競争法》は、知的財産法に加えて、特定の条件でのある民事權益に対する限定的・付加的・補足的保護を提供できる。

事例2：ジャガーランドローバー有限公司（以下、ローバー会社という）と、江鈴ホールディングス有限公司（以下、江鈴会社という）の自動車デザインにおける知的財産侵害紛争案件

ローバー会社は、ZL201130436459.3の意匠を所有していたが、2016年に全部の無効を宣告された。2016年6月、ローバー会社は、それぞれ著作権侵害および不正競争として、北京市朝陽区人民法院に起訴した。2019年3月、北京市朝陽区人民法院は、江鈴会社が不正競争を構成するが、著作権侵害の紛争は却下するとの一審判決を下した。

著作権侵害の紛争で、法院は、ローバー会社の自動車の外観は全体として、アート作品で要求される芸術創造の高さに達していなく、独創性がなく、アート作品に属しておらず、実用的な芸術作品でもないため、ローバー会社の著作権案件としての訴訟請求を却下した。ただし、反不正競争の紛争案件で、法院は、係争自動車の外観は形状装飾として、反不正競争法の6条（1）項で保護される「一定的な影響を与える装飾」に属し、江鈴会社の行為が他人に一定的な影響を与える商品の装飾と同一または類

似した標識を無断使用する不正競争の行為を構成したと判断し、ローバー会社の訴訟請求を支持した。

これら2件の判決において、人民法院は、意匠の複数の保護も確認しており、意匠権の失効化または無効化された場合でも、他の権利客体による保護の可能性が依然として存在する。しかし、意匠権の終了または無効化は、少なくとも、当該デザインがパ

ブリックドメインに入った可能性があるという信号を公衆に受け取られるため、当該デザインが他の権利客体によって保護されていると主張する権利者は、関連意匠が法律によって保護されるべきであることを証明するために、より十分な証拠を提供すべきである。

この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは [LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)、当該電子メールは当社のウェブサイト [www.lungtin.com](http://www.lungtin.com) でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

王国祥：シニア特許弁理士、弁護士：[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)



**王国祥**

(シニア弁理士、弁護士)

王国祥先生は、高分子材料、薬化学、農薬、有機化学、化学工学、分析機器、無機化学、および電気化学などの専門分野における豊富な専門的知識と経験を持ち、作成、出願、復審請求、無効宣告、専利侵害分析、専利有効性分析、および、専利保護戦略コンサルティングの提供などを含む、包括的な知的財産サービスを顧客に提供できる。